

○宇都宮市入湯税条例

昭和58年9月22日

条例第28号

改正 平成23年9月第23号

平成27年7月第30号

平成27年12月第42号

(課税の根拠)

第1条 市は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第701条の規定に基づき、入湯税を課する。

2 入湯税の賦課徴収については、法令及び宇都宮市税条例（昭和29年条例第23号）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(納税義務者)

第2条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(課税免除)

第3条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 市内に居住する年齢60歳以上の者
- (3) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (4) その他市長が社会福祉の増進を図るため適当と認める者

(税率)

第4条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円とする。ただし、日帰りの場合は、50円とする。

(徴収の方法)

第5条 入湯税は、特別徴収の方法により徴収する。

(特別徴収の手続)

第6条 入湯税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに

に納入金を納入書によつて納入しなければならない。

(不足金額等の納入の手續)

第7条 特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によつて納入しなければならない。

(経営の申告)

第8条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においても、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平27条例30・平27条例42・一部改正)

(帳簿の記載義務等)

第9条 特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

(義務違反に関する罪)

第10条 前条第1項の規定により、帳簿に記載すべき事項を正当な事由がなくて記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定により保存すべき帳簿を1年間保存しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(平23条例23・一部改正)

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和58年10月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に鉱泉浴場を経営している者は、第8条の規定にかかわらず、この条例施行後速やかに同条に規定する事項を市長に申告するものとする。

附 則（平成23年9月30日条例第23号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中宇都宮市税条例第26条第1項の改正規定、同条例第37条の4第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）、同条例第54条の10第1項、第67条第1項、第77条第1項及び第90条第1項の改正規定、同条例第102条の次に1条を加える改正規定、同条例第107条の次に1条を加える改正規定、同条例第109条第1項及び第127条第1項の改正規定並びに同条例第133条の2を第133条の3とし、第133条の次に1条を加える改正規定、第3条、第4条並びに附則第4条の規定 平成23年12月1日

(罰則に関する経過措置)

第4条 この条例の施行前にした行為並びにこの条例の附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税並びにこの条例の附則の規定によりなお効力を有することとされる旧市税条例並びに第3条の規定による改正前の宇都宮市事業所税条例及び第4条の規定による改正前の宇都宮市入湯税条例に規定される市税に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成27年7月1日条例第30号）抄

改正 平成27年12月17日条例第42号

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1)及び(2) 略
- (3) 第1条中宇都宮市税条例第37条の2第7項、第52条第2項各号、第64条の2第1項第1号、第64条の3第1項第1号及び第2項第1号、第73条第2項第1号、第76条第

1 項第 1 号, 第76条の 2 第 1 項第 1 号, 第91条第 2 項第 2 号, 第92条第 2 項第 1 号, 第133条の 3 第 2 項第 1 号の改正規定並びに附則第10条の 3 第 1 項第 1 号, 第 2 項第 1 号, 第 3 項第 1 号, 第 4 項第 1 号, 第 5 項第 1 号, 第 6 項第 1 号, 第 7 項第 1 号及び第 8 項第 1 号並びに第23条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号の改正規定並びに第 2 条, 第 3 条並びに附則第 3 条第 3 項及び第 7 項, 第 4 条第 2 項, 第 5 条第 1 項並びに第 7 条から第 9 条までの規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日

(平27条例42・一部改正)

(入湯税に関する経過措置)

第 8 条 第 2 条の規定による改正後の宇都宮市入湯税条例 (以下「新入湯税条例」という。)

第 8 条第 1 号の規定は, 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新入湯税条例第 8 条の規定による申告について適用し, 同日前に行われた第 2 条の規定による改正前の宇都宮市入湯税条例第 8 条の規定による申告については, なお従前の例による。

附 則 (平成27年12月17日条例第42号)

この条例は, 公布の日から施行する。